

第7章 社会参加の促進

手話通訳者派遣事業 身

聴覚障害者のかたが日常生活を営む上で、相手とのコミュニケーションがスムーズに行われるように、手話通訳者を派遣します。

派遣を希望されるかたは、事前に申し込みが必要です。

【派遣の内容】

区 分	内 容
生 活	各種手続き、免許更新、町内会や自治会活動、冠婚葬祭、住宅、家族や親戚との話し合い
福 祉	介護保険認定調査、モニタリング、ケース会議、福祉制度申請、福祉サービス利用
医 療	診察、健診、人間ドック、家族の診察、歯の治療、両親教室、栄養相談
職 業	面接・就職試験・入社・退社の手続き、会社での面談、相談
教 育	入学、懇談会、卒業、父母会、授業参観、PTA活動、学校説明
その他	各種大会、講演会、研修会、会議など

【窓口】

川口市社会福祉協議会…〒332-0031 川口市青木3-3-1 青木会館内
(電話) 048-252-1294 (FAX) 048-259-0323

要約筆記者派遣事業 身

聴覚障害者のかたが日常生活を営む上で、相手とのコミュニケーションがスムーズに行われるように、要約筆記者を派遣します。

派遣を希望されるかたは、事前に申し込みが必要です。

【派遣の内容】

上記の手話通訳者派遣事業と同じ

【窓口】

埼玉聴覚障害者情報センター
〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎別館2階
(電話) 048-814-3353 (FAX) 048-814-3354

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

身

視覚と聴覚に障害のあるかたの社会生活におけるコミュニケーションを保障し、社会参加の促進を図るため、通訳・介助員を派遣します。

派遣を希望されるかたは、事前に申し込みが必要です。

【派遣の内容】

各種手続きや交流会、会議での通訳及び外出時の介助など。

【窓口】

埼玉県盲ろう者通訳・介助員派遣事務所

〒330-0046 さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内

(電話・FAX) 048-823-7080

ヒアリンググループの窓口設置と貸出事業

身

【担当窓口 障害福祉課】

聴覚障害のあるかたや難聴のかたに対し、障害福祉課の窓口にはヒアリンググループシステム（ヒアリンググループ）を常時設置しています。また、小型ヒアリンググループの貸出しを行っています。

【対象（貸出）】 市内に所在する聴覚障害者団体等

【費用】 無料

福祉タクシー利用料金助成事業

身

知

精

【担当窓口 障害福祉課】

重度心身障害者に対し、タクシーの利用料金の一部を助成します。埼玉県および川口市と協定を結ぶタクシー事業所、福祉タクシー事業所でご利用になれます。

【対象者】

市内に住所を有している重度心身障害者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳㊦・Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級のかた）のうち、福祉ガソリン利用券の交付を受けていないかた。（すでに交付された福祉ガソリン利用券が全て未使用であれば福祉タクシー利用券と交換することができます。）

【助成の内容】

年間（4月～翌年3月）36枚以内の福祉タクシー利用券を交付し、利用券1枚につき一般のタクシーの初乗運賃相当額を助成します。ただし、乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の額になる場合は2枚まで使用できます。なお、年度途中で交付対象となる場合、申請月により交付枚数が変わります。

※ 80・81ページの「タクシー運賃の割引」制度との併用が可能です。

福祉ガソリン利用料金助成事業

身 知 精

【担当窓口 障害福祉課】

重度心身障害者に対し、自動車燃料費（ガソリン、軽油）の利用料金の一部を助成します。川口市と協定を結ぶ給油所をご利用になれます。※セルフ式の給油所を除きます。

【対象者】

市内に住所を有している重度心身障害者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳㊦・Aおよび精神障害者保健福祉手帳1級のかた）のうち、次の要件を満たすかた。

（1）障害者本人、同居人または市内に居住する親族（※）のいずれかが、運転免許証および自家用で個人名義の自動車を所有し運転すること。

※親族とは、障害者およびその配偶者の直系血族または兄弟姉妹です。

（2）障害者本人が特別養護老人ホーム等の施設に入所していないこと。

（3）福祉タクシー利用券の交付を受けていないこと。（すでに交付された福祉タクシー利用券が全て未使用であれば福祉ガソリン利用券と交換することができます。）

【助成の内容】

年間（4月～翌年3月）12枚以内の福祉ガソリン利用券を交付し、利用券1枚につき700円を助成します。なお、年度途中に交付対象となる場合、申請月により交付枚数が変わります。

【申請に必要なもの】

- （1）障害者手帳
- （2）運転者の運転免許証（コピー可）
- （3）自家用で個人名義の車検証（コピー可）

※50cc以下の原動機付自転車（原付）は対象車両ではありません。

※電子車検証の場合は、申請者が保有する電子機器で車検証情報を表示してください。

- （4）全て未使用の福祉タクシー利用券（福祉タクシー利用券から交換を希望される場合）

リフト付自動車貸出事業

身

【担当窓口 障害福祉課】

在宅の重度障害者で外出の困難なかたに対し、車いすに乗ったまま走行できるリフト付自動車の貸出しを行っています。

【対象者】 身体障害者のうち、下肢または体幹機能の障害の程度が1級～3級のかた

【費用】 無料（ただし、ガソリン代や駐車場料金などは自己負担となります。）

点字・録音（広報紙・図書）

身

【担当窓口 障害福祉課・中央図書館】

視覚障害者のかたに、川口市の広報紙「広報かわぐち」の点字・録音版と、障害福祉ガイドブックの点字（見出し）・録音版の貸出しを行っています。また、中央図書館では、点字・録音図書の貸出しを行っています。

【窓口】

障害福祉課

中央図書館…〒332-0015 川口市川口1-1-1 （電話）048-227-7611

福祉バスの提供

埼玉県では、障害者の社会参加を支援するため、リフト付き大型バス「おおぞら号」を運行し、県内の障害者団体・グループの皆様の訓練や研修などに活用していただいています。（利用予定の6カ月前の1日から予約できます。）

【費用】無料（有料道路・駐車場料金、バス乗務員の食事・宿泊などは利用団体の負担となります。）

【定員】40名（座席29、補助席7、車いす2、乗務2）

【窓口】埼玉県障害者福祉推進課…〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
（電話）048-830-3309 （FAX）048-830-4789

駐車禁止除外指定車標章の交付

身 知 精 難

「駐車禁止除外指定者標章」は警察署への申請により交付されます。使用している車両に掲出することで、道路標識により駐車禁止の交通規制が実施されている場所への駐車が可能になります。主な対象者については下記のとおりです。

【対象者（標章交付基準）】

- （1）身体障害者手帳の交付を受けており、下記の表に掲げる障害区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難と認められるかた
- （2）戦傷病者手帳の交付を受けており、下記の表に掲げる障害区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる障害を有し、歩行が困難と認められるかた
- （3）療育手帳㊦・Aのかた
- （4）精神障害者保健福祉手帳1級のかた
- （5）小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けており、色素性乾皮症に該当するかた

標章交付基準表			
障害の区分	障害の級別	重度障害の程度	
視覚障害	1級～3級、4級の1	特別項症～第四項症	
聴覚障害	2級、3級		
平衡機能障害	3級		
上肢不自由	1級、2級の1、2級の2	特別項症～第三項症	
下肢不自由	1級～4級		
体幹不自由	1級～3級	特別項症～第四項症	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級（上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	
	移動機能	1～4級	
心臓機能障害	1級、3級	特別項症～第三項症	
じん臓機能障害			
呼吸器機能障害			

標章交付基準表		
障害の区分	障害の級別	重度障害の程度
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級、3級	特別項症～第三項症
小腸機能障害		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	
肝臓機能障害	1級～3級	特別項症～第三項症

※2箇所以上の機能障害がある場合で必ず下肢機能障害が含まれており、身体障害者手帳の等級が4級と記載されている者

※身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付を受けており、医師が歩行能力について1キロメートル以上歩行不能であると認めた診断書等を受けている者

も対象となります。

【窓口】

川口警察署…〒332-0035 川口市西青木3-2-4 (電話) 048-253-0110

武南警察署…〒334-0004 川口市辻1010-2 (電話) 048-286-0110

埼玉県思いやり駐車場制度

身 知 精 難

車椅子利用者用駐車区画と優先駐車区画は、歩行困難の方が車いすの出し入れや駐車場から目的とする建物などへのアクセスがスムーズにできるように設けられています。この制度は、思いやり駐車場区画として協定を締結した施設等において利用証を掲示することにより、当該駐車施設の適正利用を促進する取り組みです。

【利用対象者】

利用対象者・障害区分		交付基準	必要書類	有効期間	
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	対象者としての基準に該当しなくなるまで	
	聴覚障害	3級以上			
	平衡機能障害	5級以上			
	肢体不自由	上肢			2級以上
		下肢			6級以上
		体幹			5級以上
	脳原性運動機能障害	上肢機能			2級以上
移動機能		6級以上			
内部障害（免疫機能障害を含む）		4級以上			
知的障害者		㊤及びA	療育手帳		
精神障害者		1級	精神障害者保健福祉手帳		
難病患者	特定疾患医療受給者、指定難病医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者		次に掲げるいずれか ・特定疾患医療受給者証 ・指定難病医療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証		
高齢者等	要介護1以上		介護保険被保険者証		
妊産婦 （出産後は乳児と同伴の場合に限る。）	妊娠7ヶ月～産後1年		母子健康手帳（出産（分娩）予定日が記入してあること）	妊娠7ヶ月から産後1年まで	
けが人等	医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者		次に掲げる全て ・医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等	診断書等で必要と認める期間（原則1年以内）	
その他車椅子の常時使用が必要と認められる者	医師の診断等により、車椅子の常時使用が必要であると認められる者		・身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）	対象者としての基準に該当しなくなるまで	

【申請に必要なもの】

①交付申請書

※各窓口および埼玉県ホームページからダウンロードができます。

②上記表の利用対象者に該当する添付書類

※代理申請される場合は①・②と代理のかたの身分証明書

【申請方法】

○窓口申請 ※即日交付可

課所名	住所	電話番号
福祉総務課	川口市中青木 1-5-1(第二庁舎 4階)	048-259-7929
介護保険課	川口市青木 2-1-1 (第一本庁舎 2階)	048-259-9004
障害福祉課	川口市青木 2-1-1 (第一本庁舎 2階)	048-259-7920
子育て支援課	川口市中青木 1-5-1(第二庁舎 4階)	048-258-1112
保健所疾病対策課	川口市前川 1-11-1 (保健所 1階)	048-266-5557
保健所健康増進課	川口市南町 1-9-20 (地域保健センター1階)	048-256-1135
保健所地域保健センター	川口市南町 1-9-20 (地域保健センター1階)	048-256-1120
地域保健センター鳩ヶ谷分室	川口市三ツ和 1-14-3 (鳩ヶ谷庁舎 3階)	048-284-2325
中央保健ステーション	川口市中青木 1-5-1(第二庁舎 3階)	048-271-9286
芝保健ステーション	川口市大字芝 6247 (芝支所 1階)	048-267-0035
神根保健ステーション	川口市道合 1421 (神根福祉センター内)	048-297-8300
新郷保健ステーション	川口市赤井 1055 (サンテピア内)	048-280-1725
南平保健ステーション	川口市末広 3-7-21 (南平福祉会館内)	048-225-2724
戸塚保健ステーション	川口市戸塚南 3-22-1 (戸塚スポーツセンター内)	048-298-0271
青木保健ステーション	川口市西青木 1-5-1(市営青木住宅保健福祉棟 2階)	048-256-9711

○郵送申請

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県福祉部福祉政策課政策企画担当

電話：048-830-3223 FAX：048-830-4801

○電子申請

埼玉県ホームページから（下記 URL 等参照）

【利用できる駐車場など】

公共施設のほか、商業施設、病院、飲食店など埼玉県と協定を締結した施設の駐車場でご利用いただけます。（埼玉県思いやり駐車場制度の看板や駐車区画の表示がされています。）

また、協定を締結した全国の自治体との相互利用が可能となっております。

（※令和5年10月31日以前の「川口市おもいやり駐車場制度」の利用証も、引き続きご利用いただけます。（再申請の必要はありません。））

【お問い合わせ】

埼玉県福祉部福祉政策課政策企画担当（上記「○郵送申請」先参照）

なお、詳細につきましては、埼玉県ホームページでご確認ください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/parking_permit.html



安全運転相談

身

心身に障害のあるかたの安全運転相談窓口を設けています。

【対象者】

- ・心身に障害のあるかたで、これから運転免許を取得したいかた
- ・運転免許を取得した後に心身に障害が生じたかた

【費用】

相談は無料

【受付日時】

- ・月曜～金曜日の平日 午前9時～午後3時
(祝・休日・年末年始 [12月29日から翌年1月3日] を除く)
 - ・平日来庁できないかたへ毎月第3日曜日(サンサン相談室)も相談を行っています。
あらかじめ予約をお願いします。
- ※更新期間のかたは午前中の来室をお願いします。

【相談場所】

埼玉県警察運転免許センター1階「安全運転相談室」

【必要書類など】

- これから運転免許を取得したいかた
 - ・写真2枚(6カ月以内に撮影したもので、縦3cm×横2.4cm)
 - ・身体障害者手帳(お持ちのかたのみ)
- 運転免許の条件の解除を希望するかた
 - ・運転免許証
 - ・身体障害者手帳(お持ちのかたのみ)
- 運転免許を取得した後に障害が生じたかた
 - ・運転免許証
 - ・身体障害者手帳(お持ちのかたのみ)
 - ・印鑑

【窓口】埼玉県警察運転免許センター…〒365-8501 鴻巣市鴻巣405-4

(電話) 048-543-2001 (FAX) 048-543-7727

自動車運転免許の無料教習

身

身体障害者のかたを対象にした普通自動車運転免許の取得と教育訓練である社会参加・就職をサポートします。

【応募資格】

- (1) 身体障害者手帳をお持ちのかた（聴覚障害・内部機能障害・手帳取得予定のかたを含む）
- (2) 公共職業安定所（ハローワーク）に求職しているかた
- (3) 運転適性相談票をお持ちのかた

・ 住所地の運転免許試験場（免許センター）で交付されます。

・ 内部機能障害のかたは必要ない場合があります。運転免許試験場でご相談ください。

※教習所による入校するための受け入れの審査があります。

※入所日は4・7・10・1月の3カ月ごとで、教習期間は3カ月間です。

【費用】

教習料金は無料

※傷害保険・運転適性検査・運転免許資格試験に必要な検定料金などは自己負担

【窓口】 身体障害者運転能力開発訓練センター（あずまえん自動車教習所）

〒352-0023 新座市堀ノ内2-1-46 （電話）048-481-2711 （FAX）048-481-6578

自動車運転免許取得費助成

身

知 精

【担当窓口 障害福祉課】

障害者が就職などのため、自動車運転免許を取得する場合、それに要した費用の補助を行っています。ただし、運転免許は第1種普通自動車免許に限ります。事前にご相談ください。

【対象者】 次の要件を満たすかた

- (1) 障害者手帳の交付を受けているかた
- (2) 運転免許取得により、収入の向上または就労・就職に著しく有利になるなど、その更生が期待されるかた
- (3) 特別障害者手当で用いる所得制限を越えていないこと（24ページ参照）

【対象経費】

教習所の入学金、教習料、技能検定料、受験料など

【助成額】 対象経費の3分の2額（助成限度額12万円）

【申請に必要な書類】

- (1) 教習所の領収書（社印が押してあるもの。レシートは不可）と内訳書
- (2) 免許証の写し
- (3) 障害者手帳の写し
- (4) 振込先口座の分かるもの

自動車改造費助成

身

【担当窓口 障害福祉課】

身体障害者が就労などのために使用する自己が所有し運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を助成します。改造前に必ずご相談ください。

【対象者】身体障害者手帳の交付を受けているかたで、次の要件を満たすかた

- (1) 免許証に改造を必要とする旨の条件が付記されていること
- (2) 特別障害者手当で用いる所得制限を越えていないこと（24ページ参照）

【助成額】改造に要した費用（助成限度額10万円）

【申請に必要な書類】

○自動車改造前

- (1) 身体障害者手帳の写し
- (2) 免許証の写し
- (3) 見積書（社印のあるもの、改造部分のみのもの）
- (4) 改造前の写真
- (5) 車検証の写し（本人又は同居家族の名義のもの）

※電子車検証の場合は、申請者が保有する電子機器で車検証情報を表示してください。

○自動車改造後

- (1) 振込先口座の分かるもの（本人名義のもの）
- (2) 改造後の写真
- (3) 領収書（社印のあるもの）

身体障害者補助犬の給付

身

【担当窓口 障害福祉課】

視覚障害者、肢体不自由者および聴覚障害者の行動範囲を広げ、自立および社会参加の促進のため、身体障害者補助犬の給付について相談などができます。

※ 給付にあたり、埼玉県の審査、適性調査、訓練があります。

【対象者】

埼玉県内に1年以上居住する18歳以上の在宅の身体障害者で、次の要件を満たすかた

- ・盲導犬…視覚障害1級のかた
- ・介助犬…肢体不自由1・2級のかた
- ・聴導犬…聴覚障害2級のかた

国際シンボルマークについて

日本障害者リハビリテーション協会で行っている国際シンボルマークは、「障害のある人々が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通のマーク」です。

個人の車に表示することは、障害のあるかたが乗車していることを周囲にお知らせする程度の表示になります。したがって、マークを表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力はなく、障害者専用駐車場を優先的に利用できるなどの証明にはなりませんので、ご理解の上ご使用ください。

【購入方法】

※ 障害福祉課では購入できません

お求めの際は、日本障害者リハビリテーション協会へ郵便振替でご送金ください。

郵便振替用紙の通信欄にご希望の種類、サイズ、枚数をお書きください。

- ・郵便振替番号「00180-2-132429」（別途、振込手数料がかかります。）

（インターネットからの購入も可能になりました。詳細は日本障害者リハビリテーション協会のホームページをご確認ください。）

【価格表】

○アクリル樹脂板（建造物向け）

サイズ	価格（送料込）
大（25.5cm×24.0cm）	4,300円
小（14.5cm×13.0cm）	3,000円

○ステッカー（裏面シール）

サイズ	価格（送料込）
大（15cm×15cm）	500円
中（12cm×12cm）	350円
小（6cm×6cm）	300円

○磁石付ステッカー（裏面磁石）

サイズ	価格（送料込）
大（15cm×15cm）	1,700円
中（12cm×12cm）	1,100円
小（6cm×6cm）	800円



国際シンボルマーク

【申し込み・お問い合わせ】

日本障害者リハビリテーション協会…〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

（電話）03-5273-0601 （FAX）03-5273-1523

知的障害者職親委託制度

知

【担当窓口 障害福祉課】

知的障害者の自立更生を図るため、一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者などの私人（職親）に預け、生活指導および技能取得訓練を行う制度です。また、就職に必要な支

援を行うとともに、雇用の促進と職場における定着性を高め、福祉の向上を図ることを目的とします。

ヘルプマーク・ヘルプカード

障害や病気があるかた、または、妊娠初期のかたなど、援助や配慮を必要としているかたが、周囲のかたに援助や配慮を必要としていることを知らせることで、普段の生活の中で困ったときや、緊急時・災害時などに必要な援助や配慮を得やすくなるよう作成されたものです。

ヘルプマークは、ストラップを利用してかばん等に付けて使用するもので、必要に応じて、自分の情報や必要とする支援内容などを記載できる付属のシールを貼ることができます。埼玉県が作成し、障害福祉課で配布しています。

【対象者】

障害や病気があるなど、援助や配慮を必要とするかた

【ヘルプマーク配布方法】

下記窓口で配布しております。

【窓口】 障害福祉課



ヘルプカードは、運転免許証サイズの折りたたみ式のカードとなっており、自分の情報や必要とする支援内容などを記載できるものです。川口市が作成し、障害福祉課、各支所、川口駅前行政センター、東川口駅前行政センターで配布しています。

【対象者】

障害や病気があるなど、援助や配慮を必要とするかた

【ヘルプカード配布方法】

下記窓口で配布しております。

また、ホームページからもダウンロードできますのでご活用ください。

【窓口】 障害福祉課・各支所・川口駅前行政センター・東川口駅前行政センター

